

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,380千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,404,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,749,891	千円 △69,904	千円 3,679,987
1 使用料及び手数料		719,698	29,610	749,308
	1 使用料	719,698	29,610	749,308
2 財産収入		8,461	94,489	102,950
	2 財産売却収入	0	94,489	94,489
4 諸収入		209,203	△13,203	196,000
	1 雑入	209,203	△13,203	196,000
5 県債		2,790,000	△180,800	2,609,200
	1 県債	2,790,000	△180,800	2,609,200
(港湾整備事業勘定)		722,573	1,524	724,097
1 使用料及び手数料		10,662	136	10,798
	1 使用料	10,662	136	10,798

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 711,597	千円 1,386	千円 712,983
	1 財産運用収入	92,565	1,386	93,951
4 諸 収 入		298	2	300
	1 雑 入	298	2	300
歳 入 合 計		4,472,464	△68,380	4,404,084

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,749,891	千円 △69,904	千円 3,679,987
1 土 木 費		3,749,891	△69,904	3,679,987
	1 港 湾 費	2,873,604	△69,904	2,803,700
	2 公 債 費	876,287	0	876,287
(港湾整備事業勘定)		722,573	1,524	724,097
1 土 木 費		722,573	1,524	724,097
	1 財 産 管 理 費	722,573	1,524	724,097
歳 出 合 計		4,472,464	△68,380	4,404,084

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 施 設 整 備 費	2,790,000 ^{千円}	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30 年以内（うち据 置期間5年以 内）において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	2,609,200 ^{千円}	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	2,790,000				2,609,200			